

障 害 者 活 躍 推 進 計 画

令和3年3月

匝瑳市横芝光町消防組合

障害者活躍推進計画

匝瑳市横芝光町消防組合（以下「本消防組合」という。）における障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用推法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、本消防組合消防長が策定する計画である。

1 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とする。

2 障害者雇用に関する課題

本消防組合では、障害者に限定した職員の採用はないが、採用後に障害者となった場合を考慮し組織的な体制整備の構築が必要である。

3 目標

(1) 採用に関する目標

本消防組合は、職員定数条例に基づく定数110名（時限措置）の小規模な消防本部であることと、施設の整備等が整っていないことから、現時点で障害者の採用は困難と考える。

消防吏員は、障害者雇用推進法第38条第1項の規定により、障害者の採用について適用除外されているため、障害のある人に限定した採用を行う予定はない。

(2) 定着に関する目標

採用後、障害者となった職員が不本意な離職をしないよう配置場所や担当業務等について配慮する。

4 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任するとともに、当該選任する者が資格要件を満たしていない場合は、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

ア 勤務する障害者の能力や希望等も考慮し、職務について検討を行う。

イ 障害者から相談等があった場合は、関係機関等に相談するとともに、負担なく遂行できる職務の選定・創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 基礎的な環境整備として、庁舎建替え等の際、スロープ・多目的トイレ・エレベーター等の設置及び障害者の要望に配慮するよう努める。

イ 離職者0人を目標とする。

5 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害のある人の活躍の場を推進する。